

若者に島根で働く魅力を伝えるために

新卒採用ブランディング 支援補助金

受付開始

4/1(水)

第1回公募受付締切

5/22(金)

※2回以降予定あり

令和8年度

補助上限額 補助率

75万円 1/2

要件は裏面を
ご覧ください

中小企業のみなさまが、
若年者を意識した採用ブランディングの取組について、
経費の一部を補助します。

補助金の対象となる経費の例

事例1

「ホームページの制作・改修」



わかりやすい、
注目を集めるデザインに!

改善POINT

自社の強みや
社内の様子を
わかりやすく!

求人情報



採用ブランディング
支援補助金の
活用事例

事例2

「合同説明会ブースの改良」



動画を使った
PR

改善POINT

来場者の
目を引くよう
にぎやかに!

事例3

「採用向けリーフレットの作成」



社内の楽しそうな
雰囲気が伝わる写真に
変更し、大きく配置

福利厚生は
しっかり書く

改善POINT

会社の雰囲気が
伝わる内容に!

事例4

「企業PR動画の制作」



若手社員が
いきいきと働く姿が
感じられるように

改善POINT

社内の雰囲気が
わかる内容に!

採用ブランディングとは…

企業理念やビジョン、理想の社員像、職場の雰囲気など
自社の魅力や強みを戦略的に情報発信する企業の採用活動

1

採用したい人物像の言語化

若年者に伝えるため、求める人材
を具体的に示します。

2

企業の魅力分析

学生目線や競合を意識しながら、自社
の魅力を見つけます。

3

採用ブランディング計画の策定

人物像や企業の魅力をもとに、採用ブラン
ディング計画を立てます。

4

採用活動の実践

立てた計画に沿って、広報活動
や面接を実際に行います。

新たな
補助対象要件

「インターンシップ・仕事体験の取組実績があること、または
令和8年度中に募集すること」を追加

採用ブランディングの県内事例



小売業 M社

インターンシップの強化 ●アルバイトとはひと味違う体験内容に改善

採用専用HPの新規立ち上げ ●採用活動と応募者管理機能の活用

若手社員による社内労働環境委員会の立ち上げ ●労働環境の改善を会社へ提案
●就活生に労働環境を見える化

HP 閲覧数 4 倍
問合せ数 2 件 ▶ 22 件
エントリー数 3 名 ▶ 60 名



宿泊業 T社

採用専用HPの新規立ち上げ ●歴史を大切にしつつ新しい提案を受け入れる社風PR
●近隣同職種よりも高い初任給(仕事と生活の両立)PR
●事務作業や清掃も含めた実際の仕事を紹介

企業説明会ブラッシュアップ ●コンサル会社によるプレゼン資料の作成補助
●コンサル会社による学生への話し方、表情のアドバイス

採用活動補助 ●コンサル会社による合同説明会へのブース出展補助

HP 閲覧数 2,223 回 ▶ 3,387 回
問合せ数 32 件 ▶ 122 件
エントリー数 13 名 ▶ 87 名

事業実施の流れ

1. 事前準備・申請

取組内容や契約するコンサルティング会社(採用支援・広報に携わる会社など)を検討します
申請書類一式を県雇用政策課へ提出します

新たにコンサルティング会社との契約が必要です

2. 交付決定・事業実施

採択後に事業開始

(採択後、「採用ブランディング計画」を作成次第、提出してください)

事業期間は2/15までです

3. 実績報告・金額確定

実績報告後、金額を確定し、お支払いします
実施後の効果調査にご協力ください

2/22着で実績報告書を提出してください

● 補助対象経費 (令和9年2月15日までに実施し、金額が確定しているもの)

科目	補助対象経費
委託費 (必須)	・若年者へのアピールを意識した採用ブランディングを目的に契約する外部コンサルティング費用
採用ブランディング計画に基づく以下の経費	
広報費	・採用に係るパンフレット、チラシ、各種資料等の作製費 ・自社発信のデジタル採用媒体の制作・改修費(ホームページ、SNS、動画等) ・新卒対象就活サイト登録料 ・合同企業説明会等のブース装飾品の作製費
その他経費	・その他、採用ブランディングに要する経費

● 補助率・補助上限額

補助率: 2分の1 (補助上限額: 75万円)

● 公募受付締切 (郵送又は持参)

第1回 令和8年5月22日(金) 17時 必着

第2回 令和8年7月3日(金) 17時 必着

第3回 令和8年9月4日(金) 17時 必着

※各締切において、予算上限に達した場合は、募集を締め切ることがあります。

※書類不備等による不採択を出来るだけ避けるため、各期限10日前を目途に事前相談(書類一式(作成中可)をメール送付の上、電話連絡)をお願いします。

● 主な補助対象要件

- 県内に事務所又は事業所を有する中小企業者等であること
 - ・みなし大企業でないこと
 - ・過去に本補助金の交付を受けていないこと
 - ・同一年度内において、本補助金と「魅力あるインターンシップ・仕事体験支援補助金」の交付を受けないこと
 - ・資本金を持たない法人(社会福祉法人、医療法人など)は、常時雇用する従業員の数が300人以下であること
- 初任給が大学卒203千円以上又は短大卒(高専、専修学校を含む)173千円以上であること
- 法律で定められた制度以外で独自の福利厚生制度が複数あること
- 2027年以降3年間に1人以上の採用計画があること
- 2026年、2025年、2024年の新卒採用実績が採用計画数未満の年があること
- 島根県が推進している「しまねいきいき職場宣言」をし、登録申請していること
- ・(公財)ふるさと島根定住財団が運営する求人サイト(ジョブカフェしまね)に求人情報を掲載していること
・厚生労働省が運営するハローワークインターネットサービスに「新規学卒者等」の区分で求人情報を掲載していること
- NEW 2025年4月1日から当該事業申請日までの期間内において、インターンシップ・仕事体験を参加募集または実施していること
- コンサルティング会社と新たに契約締結し、採用ブランディング計画を策定の上、取り組むこと

詳細は県HP(補助金交付要綱・公募要領)をご確認ください

